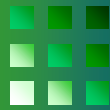


# 提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出団体	ページ
5	幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の月割りを可能とする見直し	豊橋市	1
		熊本市	8
6	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱの研修受講要件等の見直し	大阪府	14
		島根県、 中国地方知事会	23
7	保育士の就業状況等の届出の努力義務化	岐阜県	29
1	病児保育事業における職員配置要件の緩和	富山市	38
		鳥取県、 中国地方知事会	46
2	保育所における保育室等の居室面積に関する基準の見直し	須崎市	53
35	高等学校等就学支援金の支給に関する事務におけるマイナンバー制度による情報連携の対象情報の拡大	埼玉県	65
14	国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し	中核市市長会 (川口市)	71
		豊田市	80
		八王子市	87
10	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し	新潟市、指定都 市市長会	101
19	難病法による特定医療費の支給認定等の見直し	茨城県	117
		愛知県	125
		香川県	133

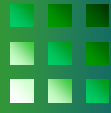


# 新制度未移行幼稚園の利用者が途中で転園せずに 市町村をまたがる転居をした場合の日割り計算にかかる 事務負担軽減



令和2年7月13日  
豊橋市

重点番号5：幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用  
給付の月割りを可能とする見直し（豊橋市）



# 提案内容

## 提案の対象事業

子ども・子育て新制度未移行私立幼稚園の保育料等に係る施設等利用費  
(幼児教育・保育無償化に係る給付)

## 事業開始時期

令和元年10月

## 提案の対象事務

新制度未移行幼稚園の利用者が途中で転園せずに市町村をまたがる  
転居をした場合の給付額の算出

## 提案内容

### [現状]

転出元・転出先の市町村から  
それぞれ日割り計算による給付

### [提案内容]

転出元市町村からの全額給付

日割り計算解消による  
事務負担の軽減



# 制度内容

## 子ども・子育て新制度未移行幼稚園の施設等利用費の給付内容

- ・対象 満3歳以上の未就学児
- ・対象経費 保育料・入園料  
(通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外)
- ・上限 月額25,700円  
(上限額超過分は保護者負担)
- ・支給方法
  - ・法定代理受領(施設への支払い)
  - ・償還払い(保護者への支払い)
 ※市町村が実情に応じて決定
- ・負担割合 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

### ◆月途中の転出入の場合の給付額

転出元・転出先の市町村から、それぞれの居住期間に応じて日割り計算により給付する。

<日割り計算の算式>

【利用の開始】

・利用料(上限25,700円) × 認定起算日後最初の利用日以降のその月の開所日数  
 ÷ その月の開所日数

【利用の終了】

・利用料(上限25,700円) × 最後の利用日までのその月の開所日数  
 ÷ その月の開所日数

# 転出入の場合の施設等利用費の計算例

## [令和2年7月の例]

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11 ★行事
12	13 ☆休園(振)	14	15	16	17	18
19	20	21 ◆	22 ◆	23 (祝日)	24 (祝日)	25
26	27 ◆	28 ◆	29 ◆	30 ◆	31 ◆	

○: 開所日数として計算する日  
(21日間)

★ 11日(土曜日) :  
本来は休所日であるが  
行事開催のため開所

☆ 13日 :

本来は開所日であるが  
11日(土)の振替で休所

◆ 21日・22日・27日～31日:  
休業期間外(夏季休業)で  
平日を開所日数として計算。

### <支給額計算例>

- ・ 7月17日(金)にA市からB市へ転出。  
(転出元 7/1～16 12日間 転出先 7/17～31 9日間)
- ・ 幼稚園保育料 月額 20,000円(上限月額を下回る場合)  
[A市(転出元)支給額] 20,000円×12日/21日 = 11,420円  
[B市(転出先)支給額] 20,000円× 9日/21日 = 8,570円  
(計算結果の10円未満の端数は切り捨て。)

合計 19,990円



# 支障内容

**日割り計算支給額の算出・請求の事務負担が発生  
(豊橋市では月2~5件(令和元年度))**

## 市町村

- 幼稚園の開所日数の確認
- 事案ごとに支給額を算出
- 相手方市町村との支給額の連絡調整  
(過剰給付防止のため)
- 端数金額の給付による事務の煩雑化

## 保護者

- (償還払いの場合)  
転出元・転出先の  
双方の市町村へ  
施設等利用費の  
請求手続き
- 計算結果の10円  
未満の端数分が  
給付対象外

## 幼稚園

- 開所日数の整理
- 転出元・転出先の双  
方の市町村との調整
- 事案ごとの支給額  
の算出
- (法定代理受領の場合)  
転出元・転出先の  
双方の市町村への  
請求書類の提出

**すべての関係者  
に負担が発生**



# 提案実現による効果

## 保護者

- (償還払いの場合)  
○転出先市町村への施設等利用費の請求手続きが不要
- 計算結果の10円未満の端数分の給付割れがなく全額給付

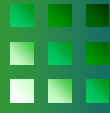
## 幼稚園

- 開所日数の整理は不要
- 転出前後の市町村との調整は不要
- 事業ごとの日割り計算による支給額の算出は不要
- (法定代理受領の場合)  
○転出先市町村への施設等利用費の請求手続きが不要

## 市町村

- 幼稚園の開所日数の把握は不要
- 事業ごとの日割り計算による支給額の算出は不要
- 転出先市町村・・・該当者に係るその月の支給事務が削減
- 転出元市町村・・・転出先市町村への支給額等の確認は不要
- 端数金額の給付が削減し事務が円滑化

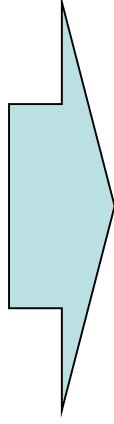
すべての関係者の負担軽減



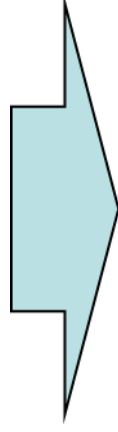
# 提案実現で想定される課題とその評価

## 自治体間の給付費の負担の公平性

転出元市町村（都道府県をまたぐ場合は転出元の都道府県も）  
が転出後の期間の給付額を負担することになり、転出元市町村  
の財政負担が増大。  
(国の負担には影響なし。)



各自治体が「転入元」「転入先」となる回数は長期的には平準化



**自治体間の財政負担の不均衡は生じない。**



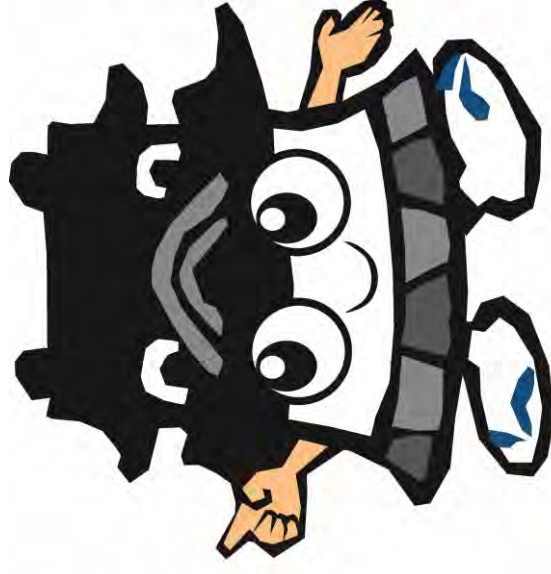
令和2年 地方分権改革提案

幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の  
月割りを可能とする見直し



令和2年7月13日

熊本市





# 制度概要

## ◆ 幼児教育・保育の無償化

- ✓ 令和元年10月より、新たに「子育てのための施設等利用給付」として、特定子ども・子育て支援施設（新制度未移行幼稚園、認定こども園（国公立大学附属認定こども園等）、認可外保育施設、預かり保育事業等）における特定子ども・子育て支援の利用料の無償化を実施している。無償化の対象となるためには、保護者はあらかじめ市町村に申請し、「施設等利用給付認定」を受けなければならない。

特定子ども・子育て支援施設以外の保育所、新制度移行幼稚園、認定こども園等については、「子どものための教育・保育給付」の拡充により無償化を実施

## ◆ 施設等利用給付の支給要件

- ✓ 施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども保護者に対し、その子どもの特定子ども・子育て支援の利用について行う。

### 支給要件（小学校就学前子どもの区分）

新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども、新3号認定子ども以外のもの
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難（就労、妊娠・出産、疾病等）であるもの
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難（就労、妊娠・出産、疾病等）であるものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税者であるもの

# 支障事例

施設等利用給付の認定については、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQに示されているとおり、**認定開始日の遡及認定は認められていない。**一方では、転園を伴わない市町村間転入の場合については「利用者の不利益にながらないよう、両市町村と在籍園の緊密な連携によりすみやかかな認定手続きをお願います」となっている。  
利用者からの施設等利用給付認定申請のタイミングによっては、認定期間に空白が生じるため自己負担が発生し、結果として利用者の不利益が生じることとなる。

## 認定開始日の遡及について

（幼児教育・保育の無償化に係るFAQ4-11）

<質問>

施設等利用給付認定の開始日は、認定の申請日より前に遡及することはできません。

<回答>

（略）施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めとして施設・事業を開始した日が認定の申請日より前に遡及することはできません。（略）

→遡及認定を認めていない。

## 算定方法（転園を伴わない市町村間転入）

（幼児教育・保育の無償化に係るFAQ7-16）

<質問>

預かり保育事業で月の途中に利用者数が転園せずによりまゝであったが、転園をした場合、算定方法はどのようにするか。（略）

<回答>

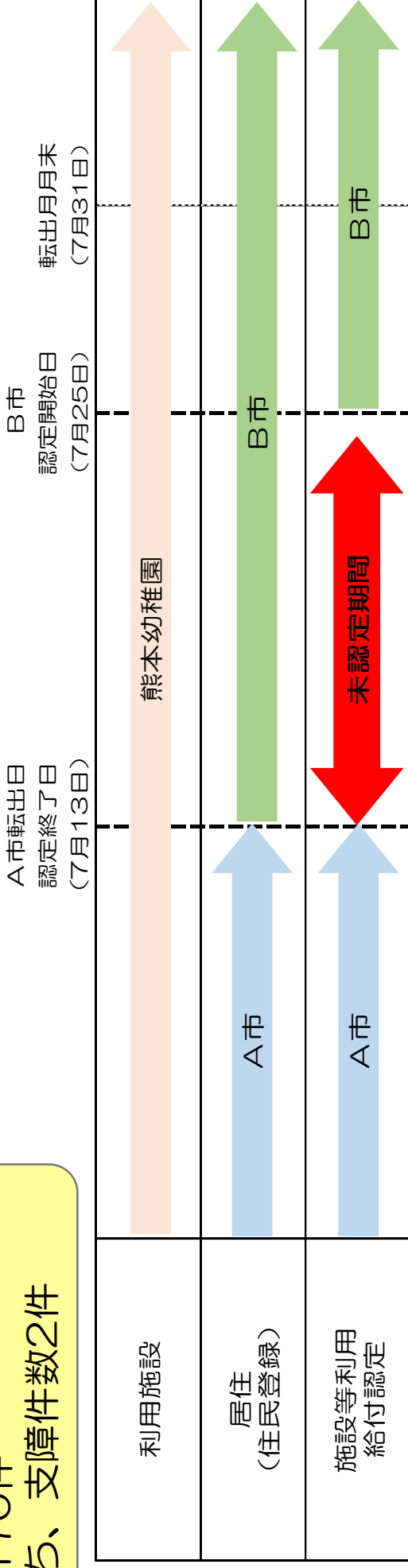
（略）認定区間に空白が生じることに伴い、園の緊密な連携によりすみやかかな認定手続きをお願いたします。

→遡及認定が可能と読み取れる。

# 支障事例の具体例

例) 熊本幼稚園の利用者が、A市からB市へ7月13日付で転出するが、B市へ転入後も熊本幼稚園を継続して利用する。利用者が7月25日にB市へ施設等利用給付認定申請書を提出した。

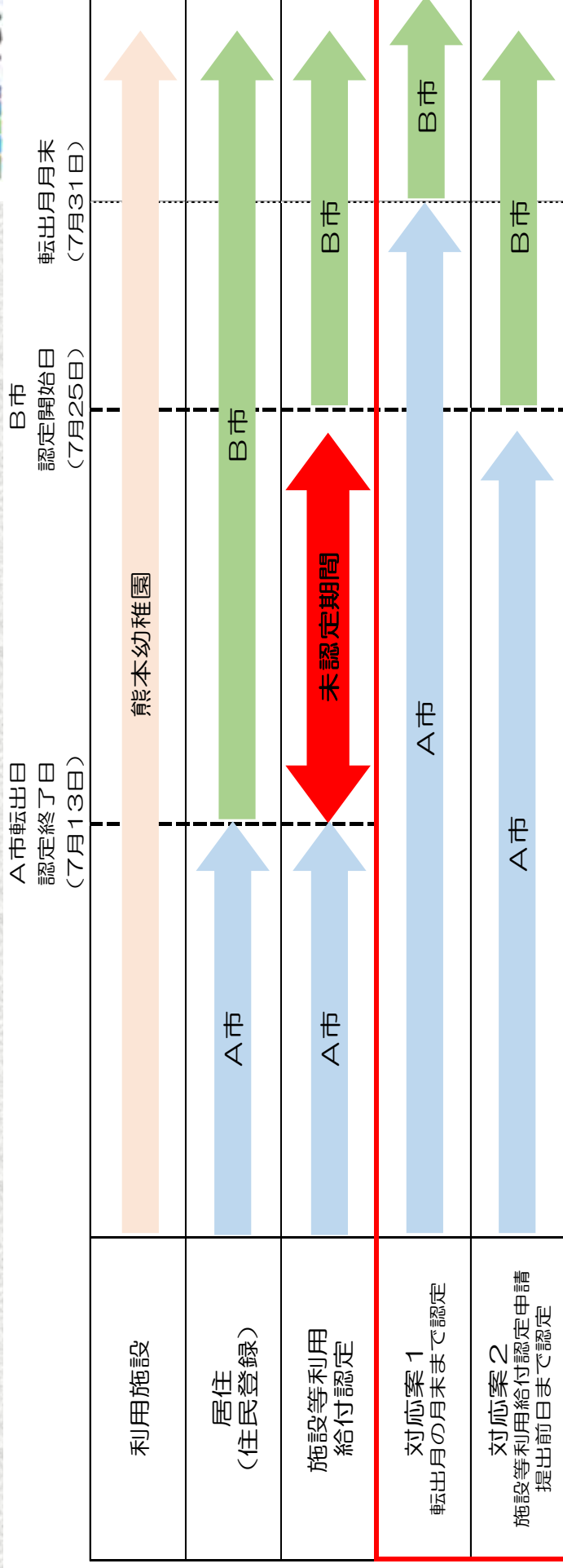
＜事務量＞  
月170件  
うち、支障件数2件



- B市での認定開始日が申請日の7月25日となり、A市転出日翌日の7月14日から7月24日までの間が未認定期間となる。
- 住民異動の届出は、事実発生日より2週間以内に行えば良いこととなり、転出入に伴う各種手続きも住民異動届と同時にに行われることが多いため、施設等利用給付認定申請書の提出が事後となりやすい。

**未認定期間の保育料・預かり保育利用料等は全額利用者の自己負担となる。**

# 支障事例に対する本市提案



- 施設等利用給付認定においても、教育・保育給付認定と同様に、当該市町村間で調整がいついた場合には、月割り（又は日割り）の取扱いも可能とする。



- 【対応案】異動元市町村での認定期間**
- (案1) 転出月の月末までの認定とする。
- (案2) 施設等利用給付申請書が提出された前日までの認定とする。
- ※ただし、月を超えた認定はしない。

# 制度改正による効果

- 利用者負担の軽減
  - 施設等利用給付認定申請書の提出期限の猶予による
  - 利用者の利便性向上（各種手続きと同時申請ができる）
  - 自己負担額の削減
- 自治体における事務負担の軽減
  - 明確な規定により統一的な判断基準となることによる自治体間協議の軽減

